

平成17年版

環境白書

The Environment of Shimane

島根県

平成17年版

環境白書

The Environment of Shimane

島根県



平成18年3月

発行・編集

島根県環境生活部環境政策課

〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL(0852) 22-5111 (代表)

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています。



環 境 白 書

平 成 17 年 版

島 根 県

発刊に当たって



本県は、中国山地を背に日本海を望み、緑の山々や清らかな水が四季の移ろいととも美しく映える豊かな自然に恵まれたところでは、私たちは、この自然からこれまで多くの恵みを楽しんできました。この素晴らしい自然環境を将来の世代に引き継いでいくことは、大きな喜びであり、また私たちに課せられた責務でもあると考えています。

昨年11月、宍道湖と中海が、国際的に重要な湿地を保全することを目的とするラムサール条約に登録されました。今後、両湖の自然環境を保全していくことはもとより、「賢明な利用」に向けて、これまで以上に取り組んでいくことが必要です。この登録を大きな契機として、環境保全に関する活動が、より一層高まっていくことを期待しています。

また、昨年2月には京都議定書が発効しました。私たちには、かけがえのない地域環境を温暖化で失うことがないように、行動することが求められています。県では同年3月に島根県地球温暖化対策推進計画を改定し、新たに独自の温室効果ガス削減目標を設定するなど、県民、事業者、行政が連携を図りながら、目標の達成に向けて取り組んでいくこととしています。

今日の環境問題は、私たちの日々の生活に身近なものから、地球規模のものまで、また将来の世代に及ぶものまでと、空間的にも時間的にも大きく広がりつつあり、取りまく状況も複雑多様化してきています。私は今後とも「地球規模で考え、足元から行動する」ことを基本として、環境行政を推進してまいります。

本書は、島根県環境基本条例に基づいて、平成16年度の本県における環境の状況と保全施策などを取りまとめたものです。本書が県民の皆様に広く活用され、環境問題への理解と関心を一層深めていただき、「豊かな環境を守り、はぐくみ、持続的に発展する島根」の実現に向けた具体的な取り組みにつながることを願っています。

平成18年3月

島根県知事

澄田信義

目 次

はじめに	1
I 島根県の自然環境	1
II トピック	2
しまねグリーン製品認定制度の創設	2
島根県地球温暖化対策推進計画の改定	4
第1章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	6
第1節 大気環境の保全	6
1 一般環境大気測定局における常時監視	6
2 自動車排出ガス測定局における常時監視	7
3 有害大気汚染物質の状況	8
4 フッ素化合物の状況	9
5 石綿（アスベスト）の状況	10
6 ばい煙発生施設等の状況	11
(1) 大気汚染防止法及び県公害防止条例に基づく施設の届出状況	11
(2) 立入検査実施状況	11
第2節 水環境の保全	12
1 水環境の現況	12
(1) 公共用水域の水質	12
(2) 地下水の水質	15
(3) 海水浴場遊泳適否調査	15
(4) その他水質関係調査	15
2 水質汚濁の防止対策	16
(1) 工場・事業場排水対策	16
(2) 生活排水対策	21
(3) 下水道整備	22
(4) 農業集落排水施設の整備	23
(5) 漁業集落配水施設の整備	23
3 湖沼の水質保全対策	23
(1) 宍道湖及び中海に係る湖沼水質保全計画の策定及び進捗状況	23
(2) 神西湖水環境保全指針の策定	26
第3節 土壌環境の保全	27
1 市街地の土壌汚染対策	27
2 農用地の土壌汚染対策	27
3 休廃止鉱山鉱害防止対策	27
(1) 山元対策	28
(2) 休廃止鉱山周辺環境調査	28
第4節 騒音・振動・悪臭対策	29
1 騒音・振動の概況	29
(1) 騒音に係る環境基準	29

(2) 騒音規制法及び振動規制法による規制	29
(3) 騒音・振動発生源の改善等	31
(4) 自動車騒音の概況	31
(5) 航空機騒音の概況	32
(6) 近隣騒音対策	33
2 悪臭の概況	33
第5節 化学物質の環境リスク対策	34
1 概況	34
2 化学物質対策の現況	34
(1) ダイオキシン類対策	34
(2) P R T R法に基づく届出状況	38
(3) 環境ホルモン対策	39
第6節 資源の循環利用及び廃棄物の減量	40
1 一般廃棄物対策	40
(1) し尿処理	40
(2) コミュニティ・プラント及び浄化槽	40
(3) ごみ処理	40
2 産業廃棄物対策	46
(1) 産業廃棄物処理計画	46
(2) 処理体系	47
(3) 産業廃棄物処理施設（許可対象施設）の状況等	47
(4) 産業廃棄物処理業者の状況	47
(5) (財) 島根県環境管理センター	47
3 3 Rの推進	49
(1) しまねエコショップの認定	49
(2) しまねグリーン製品の認定	50
4 畜産に係る環境汚染の現況	50
5 家畜ふん尿処理対策	50
(1) 土壌還元促進	50
(2) 実態把握と指導体制の整備	50
(3) 助成・融資などの措置	50
第7節 原子力発電所周辺環境安全対策の推進	55
1 原子力発電所の現況	55
(1) 島根原子力発電所の概要	55
(2) 原子力発電所の運転状況	55
(3) 原子力発電所周辺の安全対策等	55
2 環境放射線の監視	56
(1) 調査結果の概要	56
(2) 原子力環境センターの運用開始	57
3 島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会	57
4 原子力広報	57
(1) 環境放射線測定結果や発電所情報のリアルタイム表示	58

(2) 広報誌、新聞による広報	58
(3) 見学会開催	58
5 原子力防災	58
(1) 原子力防災訓練の実施	59
(2) 主要な原子力防災資機材の現況	60
(3) 研修事業	60
(4) 広報事業	60
(5) オフサイトセンターの活用	60
第2章 人と自然との共生の確保	61
第1節 自然とのふれあいの推進	61
1 優れた自然の保全	61
(1) 自然環境保全地域の保全	61
(2) 「みんなで守る郷土の自然」選定活用事業	62
(3) 自然環境保全基礎調査の概要	62
(4) 自然保護意識の普及・啓発	62
2 自然公園の保護と利用	62
(1) 本県の自然公園	62
(2) 自然公園の利用	64
(3) 自然公園の管理	64
3 自然とのふれあいの確保	68
(1) 自然とのふれあいの場の整備	69
(2) 中国自然歩道	70
第2節 生物の多様性の確保	72
1 レッドデータ生物の保護対策	72
2 野生鳥獣の保護管理対策	72
3 自然環境の情報整備	74
4 宍道湖・中海のラムサール条約登録推進	75
第3節 森林・農地・漁場の保全と活用	76
1 森林・農地・漁場の保全	76
(1) 森林の公益的機能の維持保全	76
(2) 森林空間の総合整備の推進	76
(3) 森林被害対策の推進	76
(4) 農地保全対策の推進	77
(5) 環境にやさしい農業の確立	77
(6) 漁場環境保全対策の推進	79
2 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用	80
(1) 中国山地森林文化圏の整備	80
(2) 森林資源の利用の推進	80
(3) 棚田地域の保全とその利活用	81
(4) 美しく豊かな海辺の保全と活用	81
第4節 快適な生活空間の形成	82
1 良好な景観形成の推進	82

(1) ふるさと島根の景観づくり	82
(2) 主な景観対策事業	82
2 緑化の推進	83
(1) 島根県緑化総合基本計画	83
(2) 主な緑化事業	83
(3) 緑化推進運動	85
3 都市公園の整備	85
4 多自然型川づくりの推進	86
5 水道の整備	87
第3章 地球環境保全の積極的推進	89
第1節 地球温暖化の防止	89
1 国内外の動き	89
2 島根県における地球温暖化対策	89
(1) 省資源・省エネルギー対策の推進	89
(2) 地球温暖化防止活動推進員の養成	90
(3) 地球温暖化対策啓発冊子の配布	90
(4) グリーンコンシューマー育成事業	90
(5) 県内の二酸化炭素排出量	90
3 環境にやさしい率先実行計画の取組	91
4 グリーン購入の推進	92
5 地域新エネルギーの導入促進	92
(1) 島根県地域新エネルギー導入促進計画	92
(2) 地域新エネルギーの導入推進	92
(3) 平成16年度における導入状況等	93
(4) 地域新エネルギーの導入効果	93
第2節 オゾン層の保護・酸性雨対策の推進	94
1 フロン対策の推進	94
2 酸性雨調査	94
第3節 国際的取組の推進	95
1 環日本海地球環境行動ネットワーク事業の推進	95
(1) 日韓少年少女自然保護交流事業	95
(2) 酸性雨長期モニタリング(東アジア酸性雨モニタリングネットワーク～EANET)	95
第4章 環境保全に向けての参加の促進	97
第1節 環境保全思想の普及・啓発	97
1 環境教育	97
(1) 環境教育のねらい	97
(2) 「環境教育講座」の実施	97
(3) 環境教育の実践例	97
2 こどもエコクラブ事業	99
3 環境学習プログラムの作成	100
第2節 各主体の環境保全活動の促進	101
1 普及啓発事業	101

(1) 環境月間行事	101
(2) 広報	101
2 研修会の開催	101
3 環境マネジメントシステムの普及・啓発	101
4 環境白書の発行	102
第3節 参加と連携による地域環境づくりの促進	103
[島根ふれあい環境財団21実施事業]	
1 交流・連携事業	103
2 情報収集・提供事業	103
(1) 環境情報収集・整理・提供	103
(2) 機関誌の発行	103
3 活動支援・助成事業	103
4 普及・啓発事業	104
(1) しまね環境大賞	104
(2) 花いっぱい緑いっぱい運動の推進	105
(3) こどもエコクラブ	106
5 調査・研究事業	106
6 地球温暖化対策事業（島根県地球温暖化防止活動推進センター事業）	106
第5章 共通的・基盤的な施策の推進	108
第1節 環境に配慮した施策手法の推進	108
1 環境影響評価制度の概要	108
2 環境影響評価の実施状況	108
3 土地利用対策	109
第2節 公害防止と公害防止体制の整備	111
1 公害防止協定	111
2 公害紛争・苦情の処理	111
(1) 公害紛争・苦情処理体制	111
(2) 公害苦情の処理状況	111
3 公害防止管理者制度	114
第3節 環境マネジメントシステムの運用	115
1 オフィス活動	115
2 イベント事業、公共事業における環境配慮	116
3 環境改善事業	116
4 法的その他要求事項	116
5 総括事項	116
第4節 経済的措置	117
環境保全施設の設置等に対する支援	117

はじめに

I 島根県の自然環境

島根県は、中国地方の北側にあり、東は鳥取県に接して近畿京阪地方に通じ、西は山口県を挟んで九州地方に、南は中国山地を隔てて広島県に接し、北は日本海に臨み、海上40～80 km沖に隠岐島があつて、遠く朝鮮半島及びロシア沿海州に臨んでいます。

本県の総面積は、6,707,52 km²で、我が国総面積の1.8%を占め、その都道府県順位は18位です。県土の約80%を森林が占めており、海岸線総延長約860 kmの8割が自然海岸で、その割合は全国1位です。

西日本最大級の野鳥飛来地である宍道湖、中海の汽水湖、造礁サンゴ生息地の北限で生物固有種の多い隠岐島、サケがのぼる南限の高津川など美しい海、山、川、温泉などの自然の資源に恵まれています。

国立・国定・県立自然公園等位置図



II トピック

しまねグリーン製品認定制度の創設

【廃棄物対策課】

1 目的

循環資源を利用した製品の利用促進を図ることによって、廃棄物の発生抑制・再資源化を推進し、循環型社会の形成及び地球温暖化防止に資するとともに、環境に配慮した県産品の育成による県内産業の振興を目指して、平成 16 年度に創設しました。

2 認定対象製品（次に掲げる要件を満たしていること）

- ◇生活環境の保全のために必要な措置が講じられている県内の事業所で、製造・加工される製品であること。
- ◇申請時において既に県内で販売されており、又は申請から 6 月以内に県内で販売されることが確実であること。
- ◇次の認定基準に適合していること。

【認定基準】

区 分	基 準 等
循環資源の利用	品目ごとに一定の率の循環資源を原材料として使用していること。
安全性への配慮	次の基準を満たすこと。 ア 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。 イ 環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していること。なお、この場合、製品又は原料（循環資源）を土壌とみなし、平成 3 年 8 月 23 日付け環境庁告示第 46 号で定める測定方法により判断する。
規 格 等	次のいずれかの規格に適合しているか、又はこれらに準じていること。 ア 日本工業規格（JIS） イ 日本農林規格（JAS） ウ エコマーク商品認定基準 エ 島根県公共工事共通仕様書 オ その他公的な機関が定める品質等の基準

3 認定手続の流れ

- ◇認定の受付は 4 月と 10 月の年 2 回とし、それぞれ 8 月と 3 月に認定委員会の意見を聴いたうえで知事が認定します。
- ◇認定の有効期間は認定日から 3 年間で更新が可能です。

4 利用促進

- ◇県では、グリーン購入制度に基づく調達促進
- ◇県民、事業者、市町村等に対しては、利用促進の働きかけ
・「しまねグリーン製品認定マーク」の付与と使用承認

- ・エコショップ等と連携したキャンペーン活動
- ・県ホームページでの紹介、製品パンフレット作成配布、イベントでのPR

5 認定実績（H17.3.31 現在）

- ◇ 17 社の 39 製品を認定。



島根県地球温暖化対策推進計画の改定

【環境政策課】

1 改定の経緯

島根県では2000年3月に「島根県地球温暖化対策推進計画」（以下、「前計画」という。）を策定しました。

前計画においては、第1ステップとして「二酸化炭素排出量を2003年において1998年の10%削減する」ことを目標とし、また第2ステップとして京都議定書と同じ「2010年において1990年の6%削減する」ことを将来目標として設定していました。

しかしながら、この第1ステップの削減目標に対し、2002年の1998年に対する二酸化炭素の削減は2%にとどまっており、10%の削減目標を達成することは困難な状況でした。

そこで、前計画の見直し年に当たる2004年度に、削減目標を達成できなかった原因の分析を行うとともに、現状の二酸化炭素排出状況を踏まえ、今後対策強化を推進することにより、削減可能な2010年の二酸化炭素削減量を試算し、本計画の削減目標を新たに設定し、「地球を守る」しまねチャレンジプランとして改定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、前計画の見直し計画です。また、本計画は、改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第二十条において「都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする」とうたわれている地域推進計画として位置づけられるものです。

3 目標の設定

目標設定に当たり、「排出量の削減」と「吸収量の確保」との2つの目標を設定しました。

①二酸化炭素排出量削減目標

2010年度において1990年度の2%を削減。

②森林による二酸化炭素吸収量目標

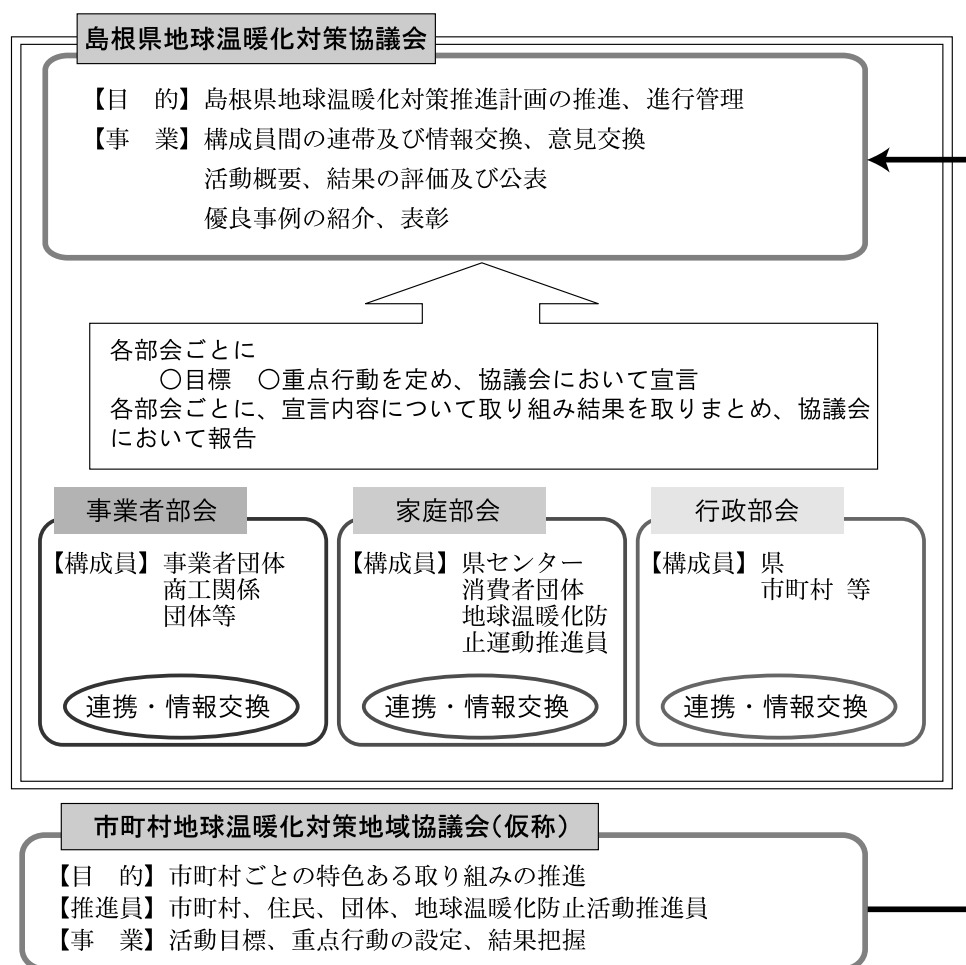
1990年度の二酸化炭素排出量の17%相当量の吸収能力を持つ森林吸収源の確保を目指す。

4 温室効果ガス削減に向けた施策

「脱温暖化社会」を目指して、前計画の削減目標を達成できなかった要因とそれに対する今後の主な取り組みの方向性を踏まえ、新たな削減目標を達成するために、次の4施策を重点施策として掲げ、これを推進することとしています。

（1）「脱温暖化社会」へ向けての仕組みづくり

県民、事業者、行政、島根県地球温暖化防止活動推進センターの四者が連携した横断的な組織「島根県地球温暖化対策協議会」をつくり、各主体が連携しながら自主的な取り組みにより脱温暖化社会を目指します。



(2) 環境教育・環境学習の充実

各種取り組みを進めていくには、まず地球温暖化に関する正しい知識とその対応としてどのような行動が必要かを学習し意識の改革をすることが必要であることから、学校や家庭・地域で実践活動を中心とした環境教育と環境学習の推進を図ります。

(3) 森林の整備・保全と利用

本県は森林の豊かな県であることから、適切な森林管理と木材利用促進による林業振興という目的を追求しつつ、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図るため、水と緑の森づくり税を活用するなど、森林吸収源の確保につながる各種施策を展開します。

(4) 新エネルギーの活用

県では「島根県地域新エネルギー導入促進計画」を既に策定しており、県内各地で風力発電や太陽光発電などの設備が導入されています。

今後もこれら設備を増設し、新たにバイオマスエネルギーの利用などを加え、化石燃料を使用しないクリーンなエネルギーの普及を図っていきます。